

令和6年度山形県地域食品産業連携プロジェクト
運営事業業務委託基本仕様書

1 業務名

令和6年度山形県地域食品産業連携プロジェクト運営事業業務委託

2 業務目的

県産の農林水産物を有効活用するため、県では、地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みを構築する地域食品産業連携プロジェクトを実施する。

本業務委託は、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱(2食産第6806号令和3年3月29日農林水産事務次官依名通知)(以下「国要綱」という。)に基づき山形県が行う地域食品産業連携プロジェクトの円滑な実施のため、事務局の運営及び新たなビジネスの実施の支援を行うものである。

3 定義

- (1)「地域食品産業連携プロジェクト」とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組みの構築をいい、略称はL F P (Local Food Project の頭文字)とする。
- (2)「プラットフォーム」とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者(農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社等)が参画したプラットフォームをいう。
- (3)「新たなビジネス」とは、地域の農林水産物を有効活用した、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスモデルをいう。
- (4)「中央L F P」とは、国要綱第4の第4号に規定する、国が実施する地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業の実施主体をいう。
- (5)「L F Pコーディネーター」とは、中央L F Pに所属するL F Pの専門的な知見を有する者をいう。
- (6)「やまがたL F P」とは、山形県が実施するL F Pをいう。
- (7)「やまがたL F Pプロデューサー」とは、マーケットインによるビジネス開発の経験や知見等を有するとともに、本県の地域資源や経営資源を把握し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスの創出に向けてプラットフォーム参加者への助言を行う者をいう。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

5 委託業務内容

受託者は、山形LFPの円滑な実施のため、以下の業務を行う。

(1) プラットフォームの形成

参加者を募集し、取りまとめにあたっては、業種毎（生産、流通、加工、販売等）に整理すること。

(2) 情報発信

ホームページを開設し、プラットフォームへの参加を促すための周知広報や、LFPの取組みについて情報発信を行うこと。

(3) やまがたLFPプロデューサーの配置

やまがたLFP事務局にやまがたLFPプロデューサーを1名配置すること。

(4) 研修会の開催

県及び中央LFPと連携し、下表に示す研修会を開催する。また、必要に応じ下表以外の研修会を開催すること。

	開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
第1回	<ul style="list-style-type: none">・LFPの意義や新たなビジネスの理解醸成に資する講義 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none">・農林漁業者や消費者のプラットフォームへの参画を促す説明会を兼ねる研修会とすること・中央LFPの講師によるLFPに関する講義を実施すること・やまがたLFPプロデューサーによるやまがたLFPが目指すべき将来像や商品開発のコンセプト等の共有を行うこと	令和6年7月	<ul style="list-style-type: none">・県及び中央LFPコーディネーターと研修内容や日程等の調整・開催通知の送付、参加者のとりまとめ・会場準備・資料作成・当日の司会進行
第2回	<ul style="list-style-type: none">・地域資源の洗い出しや磨き上げによる新たなビジネスのアイデアを生み出すワークショップ	令和6年8月	
第3回	<ul style="list-style-type: none">・地域の実情や想定する新たなビジネスを踏まえた研修及び、次年度の取組の検討	令和6年11月	

(5) 戦略会議の開催

県及び中央LFPと連携し、下表に示す戦略会議を開催する。また、必要に応じ下表以外の戦略会議を開催すること。

	開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のマッチング 研修会における意見を基にした新たなビジネスプランの検討 	令和6年8月	<ul style="list-style-type: none"> 県及び中央LFPコーディネーターと会議内容や日程等の調整 開催通知の送付、参加者のとりまとめ
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスプランのブラッシュアップ 	令和6年9月	<ul style="list-style-type: none"> 会場準備 資料作成
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 今年度開発された新ビジネスの成果報告 次年度に向けたビジネスプランの発表 	令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> 当日の司会進行

(6) 新たなビジネスの支援

発注者が地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱により間接補助事業として決定した新たなビジネスを円滑に実施するため、中央LFPと連携し、以下の業務を行う。

ア 中央LFPコーディネーターとの連絡調整

- 中央LFPとの連絡調整や、LFPコーディネーターの派遣を要請する。

イ 間接補助事業者への支援

- 間接補助事業者が発注者に提出する事業実施計画書等の策定や新たなビジネスの実施に係る支援
- 間接補助事業者が行うクラウドファンディングのプロジェクトページ作成支援

ウ 県への支援結果報告

- イにより実施した支援について、県への結果報告を行う。

6 対象となる経費及び経費の支出

(1) 委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。

(2) 経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類（契約書、請求書、業務日誌、出納帳等）を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

区分	対象経費
事務局運営 <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの形成 研修会、戦略会議の開催 	会場借料、資料印刷費、通信費※1、消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、管理運営費※2 ※1 オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む ※2 人件費含む
新たなビジネスの支援	通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費※ ※ 人件費含む

※ 人件費は、別紙1「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」

(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)に基づき算定すること。

※ 上記対象経費に示した費目以外の経費は対象にならないため注意すること。

7 スケジュール (予定)

時期	内容
7月～	プラットフォームメンバー募集
7月	研修会 (第 1 回目) 開催
8月	研修会 (第 2 回目) 開催
8月	戦略会議 (第 1 回目) 開催
9月	戦略会議 (第 2 回目) 開催
9月～	新たなビジネスの実施支援 当該年度の事業終了 (商品化等) まで支援は継続
11月	研修会 (第 3 回目) 開催
2月	戦略会議 (第 3 回目) 開催
3月	事業終了、実績報告

8 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとし、委託期間満了の日までに業務完了報告書 1 部 (A 4 判縦・カラー印刷) すること。

9 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、必要に応じ、県と打合せを行うこと。
- (2) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (3) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ山形県に対して、再委託する業務の内容、再委託先等について書面をもって報告し、承認を得ること。
- (4) 本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分けするとともに、この委託業務に係る収支の内容を証する書類、帳簿を備え付け、委託業務の完了する日の属する年度の末日から 5 年間保管すること。
- (5) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。